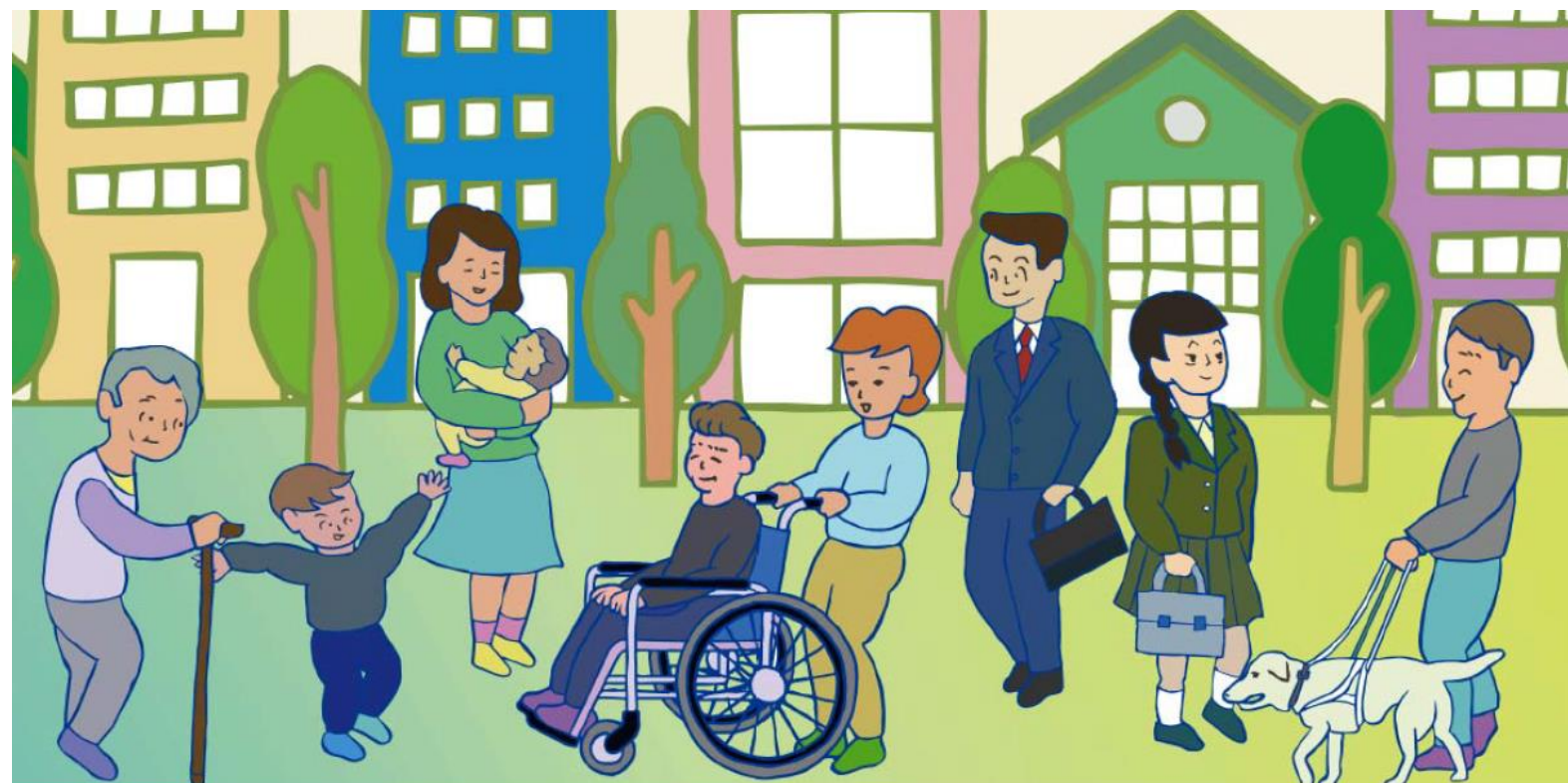


～平成30年4月施行・令和6年4月改正～

福井県共生社会条例

(障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例)



イラストの出典：内閣府「障害者差別解消法がスタートします!」「合理的配慮を知っていますか？」

福井県では、障がいのある人の自立と社会参加や障がいのある人への差別の解消を推進し、県民誰もが幸せで生きがいのある暮らしができる福井県づくりを目指して、「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」を制定しました。

全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合いながら幸せに暮らせる共生社会の実現を目指します。

福 井 県

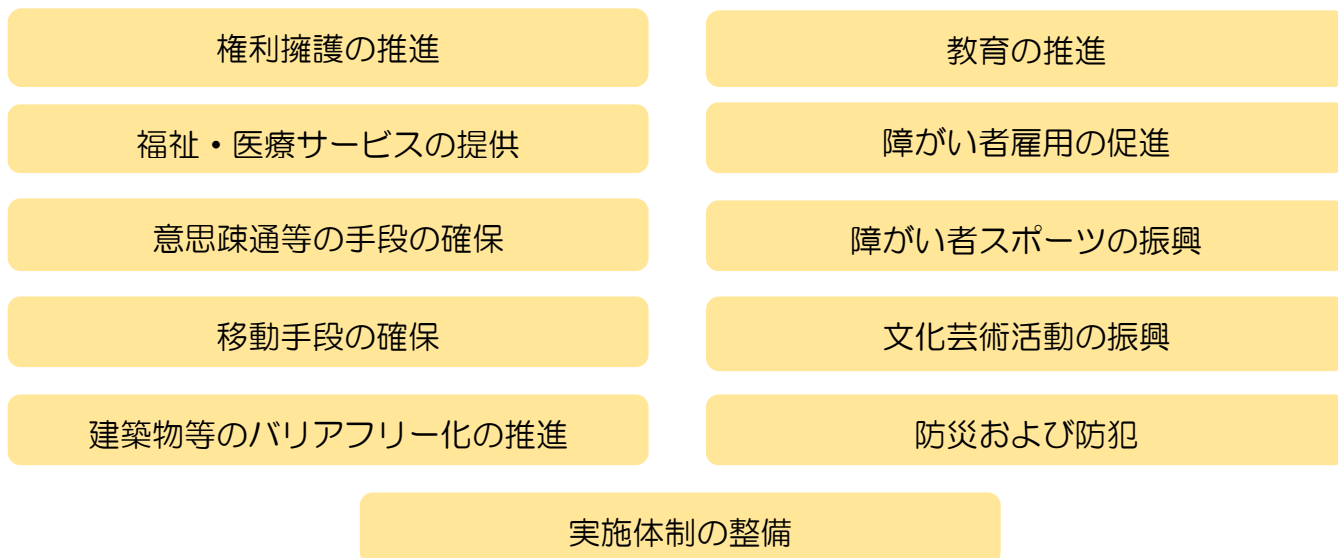
●基本理念

共生社会を実現するための基本理念を6つ掲げています。

- すべて県民は、障がいの有無にかかわらず、共に支え合い、共生社会の実現に努めること。
- すべて障がいのある人は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。
- すべて障がいのある人は、社会を構成する一員として、社会、経済、スポーツ、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 等

●障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための取組

障がいのある人の自立と社会参加の支援等を図るため、県が取り組む11項目を定めました。



●差別の禁止

○不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人の生命や身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、障がいを理由とする不当な差別的な取扱いを禁止しています。

また、差別的な行為を例示し、どのような場面でどのような行為が差別に当たるのかを記載しました。

(例)

- 障がいのある人本人の意思に反して、障がい者施設への入所などを強制すること
- 病院等において、人的体制や設備が整っており対応可能であるにもかかわらず、障がいがあることを理由に診察や入院、調剤等を拒否すること
- 商品の購入や店舗、建物などの利用を拒否、制限すること

- 労働者の募集、採用に関し、障がいがあることを理由に拒否、制限すること
- 障がいのある人もしくはその保護者に必要な説明をせず、またはこれらの者の意見を考慮せず、就学する学校を決定すること
- 障がいがあることを理由に、不動産の売買や賃貸借などの契約を拒否、制限すること



イラストの出典：内閣府「障害者差別解消法がスタートします!」「合理的配慮を知っていますか？」

○合理的な配慮の提供

県または事業者は、障がいのある人から何らかの配慮の求めがあった場合、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

(例)

- 聴覚障がいのある人に対し、必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置する。また、必要な情報や連絡事項をメモで渡したり、写真や絵を使ってわかりやすく説明する。
- 施設に、段差がある場合スロープを設置したり、点字ブロックを整備する。
- 会場において車いすの利用者や頻繁に離席が必要な方の座席を扉に近い位置とする。



イラストの出典：内閣府「障害者差別解消法がスタートします!」「合理的配慮を知っていますか？」

●障がいを理由とする差別解消への取組

- 差別の相談に応じます。また、相談に対応するための人材の育成・確保を進めます。
- 相談等の対応で解決ができない場合は、障害者差別解消支援協議会を設置し、障がいのある人の申立てに応じてあっせんや勧告等を行います。

●県民理解の促進

- 広報および啓発を推進します。

●相談窓口について

～相談は以下のところで受け付けています。～

機関名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
福井県障がい福祉課	0776-20-0338	0776-20-0639	syogai@pref.fukui.lg.jp
総合福祉相談所	0776-24-5135	0776-24-8834	fukusiso@pref.fukui.lg.jp
健康福祉センター	福井	0776-36-1117	f-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
	坂井	0776-73-0600	s-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
	奥越	0779-66-2076	o-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
	丹南(鯖江)	0778-51-0034	t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
	丹南(武生)	0778-22-4135	t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
	二州	0770-22-3747	n-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
	若狭	0770-52-1300	w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
福井県障がい者社会参加推進センター	0776-27-1632	0776-25-0267	fsc@fki.fitweb.or.jp

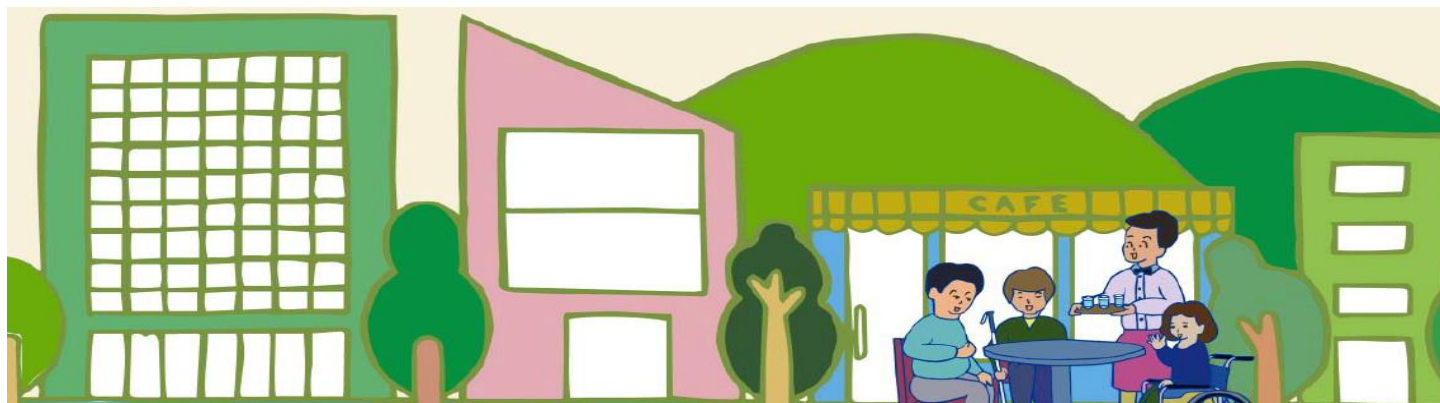
このほか、お住まいの市町の障がい者福祉担当課や国の機関でも相談を受け付けています。

●お問い合わせ

発行：福井県健康福祉部障がい福祉課

〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 17-1

電話：0776-20-0338 FAX：0776-20-0639 Email：syogai@pref.fukui.lg.jp



イラストの出典：内閣府「障害者差別解消法がスタートします!」「合理的配慮を知っていますか?」